



平成 30 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長 廣瀬 靖夫
(コード：7021 東証第2部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 松井 慎一
電 話 番 号 (TEL. 03-5561-6200)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 8 月 20 日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 4,700 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,836 円
(4) 処 分 総 額	8,629,200 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	該当事項はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 30 年 5 月 18 日付で取締役及び執行役員（社外取締役は除きます。以下「取締役等」といいます。）を対象に株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入を公表し、その後、平成 30 年 6 月 28 日開催の第 93 回定時株主総会において、役員報酬として決議されました（本制度の概要につきましては、平成 30 年 5 月 18 日付「役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」及び本日付「株式給付信託（BBT）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 35 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度分）であり、平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 2,130,000 株に対し 0.22%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 30 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 21,176 個に対する割合 0.22%）となります。

※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
本信託契約の締結日	平成30年8月20日（予定）
金銭を信託する日	平成30年8月20日（予定）
信託の期間	平成30年8月20日（予定）から信託が終了するまで

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,836円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,836円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,837円（円未満切捨）に対して99.95%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,839円（円未満切捨）に対して99.84%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,945円（円未満切捨）に対して94.40%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上